

**コカ・コーラ ボトラーズジャパン
新たな自転車通勤制度を策定
「新型コロナウイルス感染症との生活」を見据え、
通勤手段の選択肢として全従業員に推進**

コカ・コーラ ボトラーズジャパン(本社:東京都港区 代表取締役社長:カリン・ドラガン、以下当社)は、「with コロナ」時代の働き方・暮らし方に適応するために、自転車通勤を従業員に推進することを目的とした新たな社内規定の運用を本日9月1日開始しました。

新たな規定では、自転車通勤制度の利用対象を正社員に加え、アルバイト、パートにまで広げました。これにより、全従業員（派遣社員を除く）が通勤手段として自転車通勤を選択することが可能となりました。さらに、公共交通機関を通勤手段として申請する従業員についても、交通事情や天候などの理由により、日によって自転車通勤を選択することができるようになりました。

当社は、多くの方々の日々の暮らしに寄り添う製品・サービスを提供していることから、総合飲料企業として従業員自らが活動的かつ健康的なライフスタイルを送ることを責務と捉え、健康経営に取り組んでいます。健康経営の一環として、従業員の心身の健康維持・増進を支援し、通勤時のストレスを軽減するために、このたび社内規定を改定し、従業員の自転車通勤を推進します。また、混雑した電車・バス等の公共交通機関に代わり、自転車通勤を選択できるようにすることで、新型コロナウイルス感染のリスクを低減します。さらに、自転車通勤制度の利用を通じて、従業員が通勤手段において発生する環境負荷について学ぶことで、持続可能な社会を実現するために、日常生活での選択肢を意識していく機会となることも期待しています。

当社は、在宅勤務・リモートワークを促進するために、全従業員へのスマートフォン配布をはじめとした、ネットワーク環境の整備、交通機関のオフピークでの通勤、多様な勤務体系を実現するためのスーパーフレックス制度の導入など、「with コロナ」時代に対応した柔軟な働き方を推進しています。今後も、従業員の健康を守るとともに、安全・安心な製品の供給を継続し、「すべての人にハッピーなひとときをお届けし、価値を創造する」というわたしたちのミッションを果たしてまいります。

【自転車通勤制度概要】

■対象

コカ・コーラ ボトラーズジャパン全従業員（派遣社員は除く）

■通勤経路・距離

自転車利用距離が1.5km以上

※「自宅～勤務地」「自宅～最寄駅」「最寄駅～勤務地」の区間

■日によって異なる交通手段の利用

天候や交通事情等により、会社に申請している通勤手段と異なる手段での通勤を認める

■手当

正社員・嘱託社員・シニア社員・パートナー社員：月額支給

パート・アルバイト：距離に応じた1日単位の手当を稼働日数分支給

■駐輪場代

駐輪スペースが敷地内ない拠点勤務者には駐輪場代相当を月額支給

■ヘルメット着用

ロードバイク等による高速走行や長距離走行する場合には、ヘルメット着用を義務付ける
近距離かつ低速走行の場合についても、ヘルメット着用を努める

■自転車保険（個人賠償責任保険）への加入

自転車通勤をする者は、個人賠償責任の補償が無制限となっている自転車保険などへの加入を義務付ける



自転車を運転しやすい服装で出勤する従業員。当社のドレスコード「Sawayaka Style」も自転車通勤の推進を後押ししています。（ドレスコードについては[こちら](#)）

※ニュースリリースに記載された情報は、発表日現在のものです。最新の情報と異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。